

～外貨関連～

## 中国銀行保険監督管理委員会、 銀行貸付準拠法の改定意見募集案を公表、 適用範囲を拡大、貸付期間と返済方式を明確化

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国銀行保険監督管理委員会は、2023年1月6日付で『固定資産貸付管理暫定弁法』『運転資金貸付管理暫定弁法』『個人向け貸付管理暫定弁法』『プロジェクトファイナンス業務の手引』（以下『三弁法一手引』）の改定に関する意見募集案を公布しました。現行の『三弁法一手引』は2009年から2010年にかけて打ち出された銀行業金融機関の貸付業務を規範化した準拠法です。今回の改定でその適用範囲を拡大し、ノンバンクの貸付業務は『意見募集案』を参照し実施することができると明記しました。『意見募集案』の要旨は以下の通りとなります。詳細については次頁をご参照ください。

『意見募集案』では固定資産貸付とプロジェクトファイナンスにつき無担保貸付を認め、知的財産権研究・開発プロジェクトを固定資産貸付の適用対象に加え、貸付方式と対象範囲を拡大した一方で、運転資金貸付の用途につき「借入人の株主配当、金融資産投資に用いること」を新たに禁止しました。

また、小規模・零細企業を対象に運転資金貸付に関する現地調査の簡素化或いは不要化、資金ニーズ算定の最適化を行ったため、企業にとっては資金調達がしやすくなり、当局による金融支援強化の狙いがうかがえます。このほか固定資産貸付の場合、今回新たに受託支払期限が追加されたことから、貸付金の預金留保（歩積預金）の防止が可能となります。運転資金貸付の場合、貸付金緊急使用時受託支払の事前証明資料とプロセスの簡素化が可能です。なおその他の主な改定内容は以下の通りです。

- 受託支払適用ケースの金額基準を明確化。ある取引相手への1件当たりの支払金額が500万元超の固定資産貸付、1件当たりの支払金額が1,000万元超の運転資金貸付は受託支払を採用すべき
- 貸付期間、期日延長期間を明確化
  - 貸付期間：固定資産貸付は原則10年以下、10年超の審査権限は貸付人本店へ。運転資金貸付は3年以下。個人向け貸付は消費5年以下、生産・経営用は原則5年以下、最長10年以下
  - 期日延長：貸付期間1年以内の場合、延長期間は累計で元の貸付期間を超えないこと。1年超の場合は累計で元の貸付期間の半分を超えず、固定資産貸付は最長5年以下
- 元金の返済方式を追加。貸付期間1年超の元金は、固定資産貸付の場合、分割返済を採用すべき。返済回数は原則年2回以上。運転資金貸付の場合は貸借双方協議の上、原則分割返済を採用。プロジェクトファイナンスの元金返済回数は原則年2回以上、キャッシュフローは主に年1回のプロジェクトによる入金であれば、返済回数は年1回に緩和することが可能

今回の『意見募集案』について、現行の『三弁法一手引』と比べた大きな変更点は下表の通りです。

共通項目		内容
貸付期間	固定資産	✓原則10年以下 ✓ <u>10年超の場合、審査権限は貸付人本店にあり、全国で業務を展開する貸付人は1級支店（本店直属の支店）に授権することが可能</u>
	運転資金	3年以下
	個人向け	✓消費用の場合は5年以下 ✓生産・経営用の場合は原則5年以下、最長10年以下
	備考	『三弁法一手引』で明確にしなかった貸付期間を明確化
期日延長	固定資産	✓貸付期間1年以内の場合、延長期間は累計で元の貸付期間を超えないこと ✓1年超の場合、累計で元の貸付期間の半分を超えず、かつ最長5年以下
	運転資金	✓貸付期間1年以内の場合、延長期間は累計で元の貸付期間を超えないこと ✓1年超の場合、累計で元の貸付期間の半分を超えないこと
	個人向け	✓貸付期間1年以内の場合、延長期間は累計で元の貸付期間を超えないこと ✓ <u>1年超の場合、累計で元の貸付期間の半分を超えないこと</u>
	備考	固定資産貸付と運転資金貸付の期日延長期間を明確化、個人向け貸付の期日延長期間を再定義。期限延長の原因と後続の返済計画の実行可能性に対する慎重な評価、返済原資等に基づく延長期間の確定、貸付後管理の強化等を貸付人に求める
元金返済	固定資産	貸付期間1年超の場合、元金の分割返済を採用すべき返済頻度は原則年2回以上
	運転資金	貸付期間1年超の場合、貸借双方協議の上、原則元金の分割返済を採用
	プロジェクトファイナンス	初回の元金返済はプロジェクトが使用予定になってから1年以内に実施すべき、返済頻度は原則年2回以上。プロジェクトのキャッシュフローは主に年1回の入金であれば、返済頻度は年1回に緩和することが可能
	備考	元金返済方式を追加、中小金融機関のリスク管理に利点
受託支払金額基準	固定資産	借入人のある取引相手への1件当たりの支払金額が500万元超の場合
	運転資金	借入人のある取引相手への1件当たりの支払金額が1,000万元超の場合
	個人向け	<u>消費で1件当たりの引出金額が30万元超の場合、生産・経営で1件当たりの引出金額が50万元超の場合</u>
	備考	✓固定資産貸付につき、従来の「 <u>1件当たりの金額がプロジェクト総投資額の5%を超えること</u> 」を削除、 <u>受託支払の期限（5営業日以内、最長10営業日以内）</u> を追加 ✓運転資金貸付につき、受託支払の金額基準を明確化、緊急で資金使用の場合は受託支払事前証明資料及びプロセスを簡素化 ✓ <u>個人向け貸付につき従来の受託支払基準金額を「1件当たり」の金額と明確に</u>
現地調査の簡素化	運転資金	<u>小規模・零細企業向け貸付につき貸付人がオフサイト調査により関連情報の真実性を有効に検証することができ、かつこれらの情報に基づき借入人のリスク評価を行うことができる場合、現場調査を簡素化或いは不要化にすることが可能</u>
	個人向け	住宅ローンを除き20万元以下の貸付金につき貸付人はオフサイトの間接調査で関連情報の真実性を有効に検証することができ、かつこれらの情報に基づき借入人のリスク評価を行うことができる場合、現場調査を簡素化又は不要化にすることが可能
	備考	現地調査を簡素化或いは不要化にする条件を明確化したと同時に、貸付人に対し適切な比率での貸付後の現地調査を求める

（『意見募集案』『三弁法一手引』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

共通項目		内容
関連取引 管理強化	固定資産 運転資金 個人向け	貸付人が株主等の関連者のために貸付を実施する場合、関連取引管理に関する監督・管理規定を厳格に実行すべき
	備考	『意見募集案』では関連取引先向け貸付に関する文言を追加、関連取引管理を強化
貸付後の 管理強化	資金流用	資金流用行為に対する監督・管理を強化、フィンテックの応用強化による資金使途を有効に監督
	期日延期	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 期日延長の原因及び後続の弁済計画の実行可能性を慎重に評価</li> <li>✓ 貸付後の管理を強化、実質的なリスク状況に応じリスクを分類</li> </ul>
	債務 不履行	契約通りに返済していない貸付金につき貸付人は清算回収、協議による再編、債権譲渡或いは償却等の措置を講じ処分すること
	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資金使途の監督・管理手段にフィンテックの応用を追加</li> <li>✓ 期日延長につき実質的なリスク状況に応じるリスクの分類を貸付人に求める</li> <li>✓ 不良債権の処分方式につき固定資産・運転資金貸付の場合、清算回収、協議による再編、債権譲渡を追加、個人向け貸付の場合、債権譲渡と償却を追加</li> <li>✓ 当局が貸付人に対し監督・管理措置の講じ或いは処罰する情状に貸付後管理の不行き届きを追加</li> </ul>

(『意見募集案』『三弁法一手引』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

詳細について、『意見募集案』に基づき、固定資産貸付、運転資金貸付、個人向け貸付、プロジェクトファイナンスの種類ごとにご紹介いたします。

### 固定資産貸付

固定資産貸付とは貸付人が法人又は非法人組織に対して行う、固定資産投資向けの人民元・外貨建て貸付を指します。「固定資産投資」の定義につき『三弁法一手引』では明確にしておらず、これまでの実務においては国家統計局の固定資産投資の統計基準<sup>1</sup>(インフラ投資、リニューアル・改造投資、不動産開発投資及びその他の固定資産投資)を採用してきました。『意見募集案』では「借入人の経営過程における固定資産の建設、購入、改造等の行為」と明確にした上、特許権などの知的財産権研究・開発プロジェクトも固定資産貸付の対象範囲に加えました。

また従来の固定資産貸付は担保が必要とされていましたが、今回の改定で無担保貸付の実施が可能となり、企業にとって利便性が向上しました。更に従来の受託支払基準「1件当たりの金額がプロジェクト総投資額の5%を超えること」の文言が削除されたため、小規模プロジェクトの貸付にとって基準緩和となりました。

項目	『意見募集稿』	変更点
無担保 貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 貸付人は評価を経てリスク制御可能と判断し、無担保貸付を実施する場合、リスク評価報告において十分に証明すべき</li> </ul>	リスク制御を前提に無担保貸付の実施を可能に

(『意見募集案』『三弁法一手引』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>1</sup> 《银监会有关部门负责人就发布〈固定资产贷款管理暂行办法〉答记者问》 2009年7月27日公布

項目	『意見募集稿』	変更点
元金返済	✓ 返済原資が主にプロジェクトの運営による収入であれば、初回の元金返済はプロジェクト使用予定になってから1年以内に実施すべき	元金の返済方式と返済頻度を追加
受託支払	✓ 貸付人は原則貸付実行から5営業日以内に借入人の口座を通じ借入人の取引相手に支払うべき。借入人側の原因で受託支払を完了できない場合、借入人と協議し、同意を得た上で遅くとも10営業日以内に対外支払を完了すべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従来 of 金額基準「1件当たりの金額がプロジェクト総投資額の5%を超えること」を削除</li> <li>✓ 受託支払の期限を追加</li> </ul>

(『意見募集案』『三弁法一手引』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

### 運転資金貸付

運転資金貸付とは、貸付人が法人または非法人組織に対して行う、借入人の日常における経営上の資金繰りに用いる人民元・外貨建て貸付を指します。今回の改定で貸付金の用途につき「借入人の株主配当、金融資産投資に用いること」を新たに禁止し、申請の資格要件として「返済原資の出所が明確かつ合法的であること」を追加した一方で、小規模・零細企業向け金融支援強化の一環としてサプライチェーンファイナンスを含め運転資金貸付に関する現地調査を簡素化あるいは不要化にし、また他の方法による運転資金の算定も認めました。更に、一定条件を満たす借入人が貸付金を緊急で使用する場合、受託支払の事前証明資料とプロセスの簡素化と貸付人による事後審査が可能となります。

項目	『意見募集稿』	変更点
小規模・零細企業向け貸付	✓ 貸付人が小規模・零細企業の所在地域、分野、業種等に基づき現地調査を簡素化或いは不要化する場合は貸付金額の上限を慎重に確定すること	限度額以内の場合、現地調査の簡素化或いは不要化が可能に
資金ニーズの算定	✓ 貸付人が実需に基づき借入人タイプごとの有効な算定方法を制定、かつ適時に評価・調整	資金ニーズ算定方法を柔軟化

(『意見募集案』『三弁法一手引』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

### 個人向け貸付

個人向け貸付に関する主な変更点は以下の通りです。なおインターネットローン、個人住宅ローン、学資ローン等のその他の特殊なローンについて、銀保監会は別途規定がある場合、その規定に従うものとなりました。

- ✓ 貸付期間、期日延長期間、受託支払の金額基準を明確化
- ✓ 申請者の資格要件として明確で合法的な返済資金出所があることを追加
- ✓ 貸付金を生産・経営に用いる場合、貸付調査内容に借入人の経営実態状況に係る情報を追記
- ✓ 個人住宅ローンを除き貸付金が20万元以下の場合、現場調査の簡素化或いは不要化が可能
- ✓ リスク評価内容を細分化、保証のみによる貸付金額と貸付期間等の確定を禁止



項目	『意見募集稿』	変更点
調査業務 外部委託	✓ 貸付人は貸付調査における借入人の真実な意思表示、収入水準、債務状況、自己資金の出所及び外部評価機関の参入等のリスク制御に係る主要事項を第三者に委託してはならないこと	貸付調査につき第三者への委託禁止事項を明確化
面談手法	✓ 貸付人は業務上の必要に応じビデオ形式で借入人との面談が可能（個人住宅に用いる貸付を除く）。ビデオ方式での面談は貸付人保有のプラットフォームで実施、映像を記録しかつ保存すべき	面談手法にビデオ方式を追加、かつ貸付人保有のプラットフォームでの実施を強調
リスク 評価内容 の細分化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 借入人の<u>信用状況と返済能力</u>を全面的に分析し、<u>収支の安定性、収入と支出との割合、債務返済用収入の割合</u>等に注目すべき。貸付金を生産・経営に用いる場合、<u>借入人の経営実態状況とリスク状況</u>を分析し、定量と定性分析方法を採用し、全面的、動的、慎重に審査とリスク評価を行うこと</li> <li>✓ 保証付きの貸付につき借入人の債務返済能力の全面的な評価を前提に<u>保証のみによる貸付金額と期間等を直接的に確定してはならないこと</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ リスク評価内容を明確化</li> <li>✓ 保証のみによる貸付金額と期間等の確定を禁止</li> </ul>

（『意見募集案』『三弁法一手引』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## プロジェクトファイナンス

『意見募集案』ではプロジェクトファイナンスの貸付期間を定めていませんが、プロジェクトファイナンスに関する規定は『固定資産貸付管理弁法』等を参照に制定されるため、その貸付期間は固定資産貸付期間を参考にすることができます。プロジェクトファイナンスに関する主な変更点は以下の通りです。

- ✓ 無担保貸付方式が可能に
- ✓ 貸付人によるリスクの識別・評価について、従来の「環境保護リスク」を「環境リスク」に変更、「社会リスク」を追加
- ✓ 元金の返済方式及び返済頻度を追加
- ✓ 建設期間のリスク最小化の手段として「借入人、又は借入人を通じプロジェクト関係者に対し総請負契約の締結、契約履行保証状の提供を求める方式等」の文言に変更、従来必要とされていた「商業保険の付保、竣工保証金の設置、竣工保証の提供」の文言を削除

## 留意点・所見

今回公開された『意見募集案』は主に『三弁法一手引』における不明確な点の明確化、既存規定の最適化及び補足、貸付関連調査・評価内容の具体化を行いました。なお貸付後管理強化の手法としてフィンテックの活用に言及しました。

□ 元金返済方式の追加で返済ための資金を用意

『意見募集案』では固定資産貸付、運転資金貸付、プロジェクトファイナンスの返済方式につき元金の分割返済及び返済頻度を定めましたが、返済金額の割合については制限せず、貸借双方で協議の上、決めることが可能です。元金の分割返済は、中小銀行にとってはリスク管理の面で利点がありますが、借入人にとって固定資産投資にかかる多くのプロジェクトは建設期間中或いは研究・開発期間中に収入がなく、返済用の資金の用意、或いは一部の貸付金を留保し返済に用いる必要があります。

□ 貸付人の事前調査内容の具体化による追加書類の提出も

固定資産貸付につき今回の改定では借入人の資格要件に変更はありませんが、貸付人による事前調査の内容が具体化されました。また返済原資の状況、重要な経営計画、投融資計画及びキャッシュフロー予測を事前調査の内容として追加したため、借入人にとって従来に比べ提出資料が増え、事前準備に手間がかかることとなります。なお貸付人による事前調査の具体的な内容は下表の通りです。

項目	内容
借入者、プロジェクト発起人等の関係者の状況	✓ 持分関係、組織構造、コーポレートガバナンス、内部統制、生産経営、主力事業、資産構造、財務状況、融資状況及び信用力等を含むがこれらに限られない
貸付対象のプロジェクトの状況	✓ プロジェクトの建設内容と実行可能性、関連規定に基づき取得すべき審査・許認可または届出等の状況、プロジェクト資本金等の建設資金の出所と信頼性、請負側の資格要件レベル、環境リスク状況等を含むがこれらに限られない
借入人関連	✓ 借入人の返済原資の状況、重要な経営計画、投融資計画及びキャッシュフロー予測
担保関連	✓ 担保に係る場合、保証人の保証能力、抵当（質）物（権利）の価値等を含むがこれらに限られない
その他	✓ 調査が必要とするその他の内容

（『意見募集案』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

\*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経瀧

Tel：021-3855-8888 (Ext：1183)

E-mail：[hao.jing@mizuho-cb.com](mailto:hao.jing@mizuho-cb.com)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。